

青少年の非行防止と 健全育成をめざして！

取手市教育委員会 子ども青少年課
取手市青少年センター（取手市役所分庁舎内）
〒302-0025 取手市西2-35-3
TEL・FAX 0297-73-6868
MAIL seishonensoudan@city.toride.ibaraki.jp

＝令和7年度の新生活がスタートしました！＝

卒業・進学・進級・就職などと新生活がスタートしました。

希望や期待に胸を膨らませている一方で、色々な思いの実現や生活環境などの変化により、不安や悩み・ストレスなどを抱えている方もいらっしゃると思います。

取手市青少年センターでは、市内にお住まいの概ね、18歳未満の方及び、その保護者の方の不安や悩みなどの相談を電話や来所・メールで受け付けております。

ひとりで悩まず

まずは、お電話ください
0297-73-6868
(取手市青少年センター)

専門の相談員が、相談にあたります。秘密は、厳守いたします。

学校・職場のこと

- 友人・同僚関係
- 先生や上司との関係
- 暴力やいじめ
- 各種ハラスメント行為
- 不登校

家庭のこと

- 家族関係
- 自分自身のこと

その他

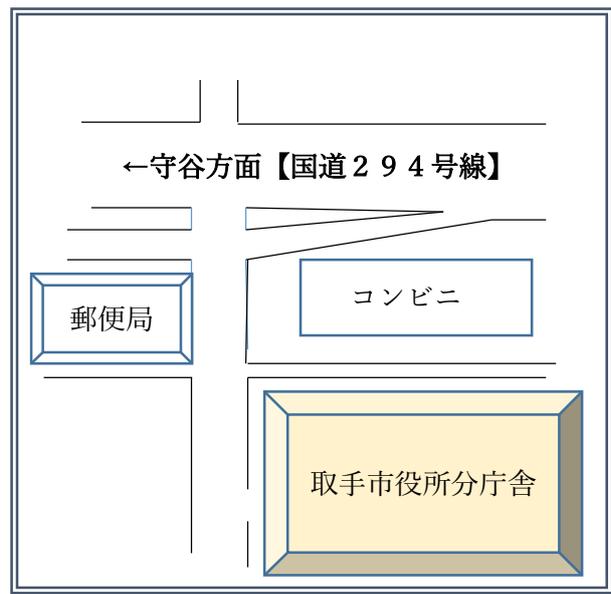
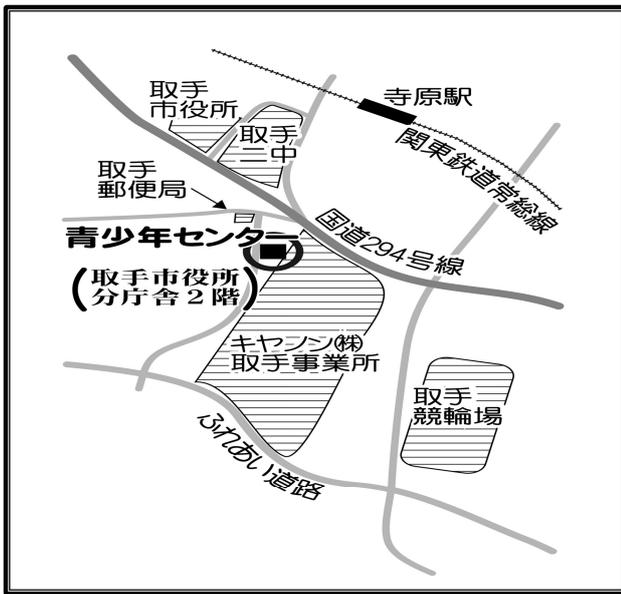
- 進路
- 携帯電話等のトラブル

同施設内に「こどもの電話」

0297-72-8080も開設し、相談にあたっています。

※取手市青少年センターのご案内は、裏面に記載しております。

取手市青少年センター案内図



- ※1 分庁舎の敷地内に駐車場とエレベーターがあります。
- ※2 エレベーターで2階に上がり、突き当たりが「取手市青少年センター」です。
- ※3 FAX 及びメールでの相談も可能です。
 - ★FAX 番号 0297-73-6868
 - ★メールアドレス seishounensoudan@city.toride.ibaraki.jp
- ※4 右のQRコードからも相談メールを作成いただけます。
- ※5 FAX・メールは、いつでも受け付けますが、返信まで、2～3日お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。



QRコードからもメールを作成いただけます

特別青少年相談員・青少年相談員

青少年の健全育成と非行防止のために、取手市では、青少年特別相談員と青少年相談員を以下のように配置し、業務を行っております。

- 特別青少年相談員**（カウンセラー・教職経験者等）は、青少年センターに常駐し、平日の午前9時から、午後4時30分まで相談業務（市内にお住まいの概ね18歳未満の方並びにその保護者等が対象となります。）に当たっておりますので、お気軽にお越しください。（土・日・祝日・年末・年始は、休業となっております。）
- 青少年相談員**を市内の7地区（東部・中部・取手・白山・西部・藤代北・藤代南）に配置し、各地区の街頭指導や店舗訪問を定期的に行うほか、夏季休業期間中には、青少年の健全育成に関わる各種団体と夏季特別パトロールも実施しています。

また、青少年との関わりを大切にするために、学校訪問やあいさつ運動・地区の行事等への参加を通して、「ふれあい活動」も行っております。